

〔諸規定〕 服装・頭髪等に関する規定

○登下校する際は制服を着用する。休日の登下校も原則制服とするが、部活動・同好会においては、各部活動・同好会で統一のウェアに限りその着用も可とする。ただし、自習室で学習する場合は、制服を着用する。

○制服について

- 男子 夏 シャツは白の開襟またはカッターシャツ。
左胸（ポケットの上）に「熊高」の刺繍文字が入る。
- 冬 黒の学生服で袖口から10～11cmのところ白と黒の袖章がつく。
袖章は袖口の方が黒となる。詰め襟の左襟に校章をつける。
- 帽子 着用する場合は学生帽のみ（帽章を正しくつける）
- 女子 夏 指定の夏用スカート（ベルトには校章のバックル）またはスラックス。
シャツは白の開襟またはカッターシャツ。
左胸（ポケットの上）に「K」の刺繍文字が入る。
カッターシャツの場合、ネクタイ着用
- 冬 指定の制服（紺色・長袖・襟なし・Vネックで打合せはダブル）
校章（バッジ）を左胸につける。
ジャンパースカート（ベルトには校章のバックル）またはスラックス
ブラウス（白色・長袖のカッターシャツ）。
ネクタイ（えんじ色・無地）

○制服以外の上着は、無地の紺色か黒色のセーター・カーディガン・ベストに限り着用することができる。ただし、登下校時及び式典時等は一番外側に制服を着用する。

○厳寒期に制服の上に着る防寒着（アウター）については、登下校時及び屋外での活動時のみ、華美でないものを着用することができる。

（例）ウインドブレーカー（部活動で使用しているものも着用可）、ジャンパー、ボックスコート（中学時のものも着用可）

○雨に濡れた、制服が破損したなど、事情により制服でない服を校内で着用する場合は、「異装許可願」を提出する。

○制服の補正が必要な場合は、「補正願」を生徒課長に申請し、補正業者に提出、補正完了後、「補正完了届」を生徒課長に提出する。

○原則として11月～4月は冬服、5月～10月は夏服とするが、気候等に応じ各自で適宜移行する。

○上履きは本校指定のもの（学年別に色が異なる）を使用する。

○靴や靴下等は制服にふさわしいものを着用する。

○パーマ・染色などの頭髪の加工、および装飾品（ピアス等）はしない。